

「小児かかりつけ診療料」に関する説明書

当院では、当院を継続して受診され、同意された患者さんに、小児科の「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。

- 急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。
また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- 小児かかりつけ患者さんからの電話等による問い合わせに対応しています。

※当院が対応できない場合には、下記の提携医療機関等にご相談ください。

☆北区医師会休日急病診療所 052-915-5351 ☆西部医療センター052-991-8121

☆名古屋市医師会急病センター052-937-7821 ☆救急医療情報センター052-263-1133

☆子供安心電話相談（名古屋市）052-933-1174 ☆小児救急電話相談（愛知県）#8000

※登録は無料です。保険証、医療証をお持ちであれば経済的負担はありません。



「小児かかりつけ診療料」に関する同意書

「小児かかりつけ診療料」について説明を受け、理解した上で、榎の木ファミリークリニックの医師を主治医として、病気の際の診療、継続的な医学管理、予防接種や健康に関する相談・指導等を受けることに同意いたします。

※ 「小児かかりつけ診療料」は1人の患者さんにつき1か所の医療機関が対象となっています。他の医療機関で同じ説明を受けた方は、署名する前にお申し出て下さい。

※ この登録は、他院受診を制限するものではありません。緊急時や専門外等の場合は受診していただいて構いません。（次に当院を受診した際にお知らせください。処方重複等がないようにします。）

※ 受診時に母子手帳をお持ちください。

令和 年 月 日

患者氏名

生年月日

保護者署名